

と き 令和2年2月20日

ところ 国保連合会会議室

令和元年度

第4回

理事会

議事録

令和元年度第4回理事会
役員定数 30名【理事26名、監事4名】

- 1 開催日時 令和2年2月20日(木)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時02分
- 2 開催会場 本会 10階A会議室
- 3 出席者 理事 26名(本人8名、書面出席18名)
監 事 3名(本人2名、代理出席1名)

[理事]

特別区代表

山本 理事(中央区長)	書面出席	小越	保険年金課長
武井 副理事長(港区長)	書面出席	加藤	国保年金課事業係副係長
松原 理事(大田区長)	書面出席	南部	国保年金課管理係長
長谷部 理事(渋谷区長)	書面出席	栗林	国民健康保険課經理係長
高野 理事(豊島区長)	書面出席		
花川 理事(北区長)	書面出席		
坂本(健) 理事(板橋区長)	書面出席		
近藤 理事(足立区長)	書面出席	加藤	国民健康保険課長

市町村代表

石森 理事(八王子市長)	書面出席	横溝	保険年金課長
浜中 理事(青梅市長)	書面出席	机	保険年金課長
石阪 副理事長(町田市長)	書面出席	小山	保険年金課長
丸山 理事(西東京市長)	書面出席	仲	保険年金課国保加入係長
加藤 理事(福生市長)	書面出席	吉崎	保険年金課長
渋谷 理事(清瀬市長)	書面出席	北平	保険年金課長
坂本(義) 理事(檜原村長)	書面出席	大谷	村民課主幹
森下 理事(小笠原村長)	書面出席		

国民健康保険組合代表

依田 理事(全国土木建築国民健康保険組合専務理事)			
安部 理事(東京料理飲食国民健康保険組合理事長)			
鵜飼 副理事長(東京食品販売国民健康保険組合理事長)			
	書面出席		
木津川 理事(東京都弁護士国民健康保険組合副理事長)			
	書面出席	渡辺	専務理事
櫻井 理事(東京都医師国民健康保険組合常務理事)			
渡辺 理事(東京建設職能国民健康保険組合理事長)			

学識経験者

安藤 理事長

加 島 専務理事
志 賀 理 事 (公益財団法人特別区協議会常務理事)
木 村 理 事

[監 事]

橋 本 監 事 (日の出町長) 代理出席 在 原 町民課保険年金係長
高 橋 監 事 (東京都薬剤師国民健康保険組合理事長)
飯 塚 常勤監事

- 4 欠 席 者 監事1名
酒 井 監 事 (中 野 区 長)

理 事 出 欠 表

出席者	本 人		8
	面 書	持 参	1 3
		郵 送	5
計 (ア)			2 6
欠 席 者			0
合 計 (イ)			2 6
出 席 率 (ア) / (イ)			1 0 0 %
欠 員			0

開 会（午後2時～）

○司会 ただいまから、令和元年度第4回理事会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況でございますが、書面による参加を含めまして、理事26名のご出席を得ております。したがって規約第36条の規定による定足数に達しておりますことを、ご報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、理事長からご挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしくお願いたします。

理事長挨拶

○理事長 安藤でございます。皆様方にはご多用の中、さらに新型コロナウイルスの対応等でお忙しい中にもかかわらず、本理事会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、常日頃から本会の事業運営に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

本日、ご審議いただきます主な事項は、令和2年度の事業計画及び予算等でございますが、本会を取り巻く情勢と事業計画について何点か申し上げたいと思います。

まずはじめに、団塊世代が後期高齢者になりはじめる2022年以降を見据え、医療・介護・年金等の社会保障全般にわたる持続可能な改革について検討を行うため、政府は今年の9月に「全世代型社会保障検討会議」を設置いたしました。ご案内のとおり、昨年12月には中間報告がまとめられ、医療分野については、後期高齢者の自己負担割合を引き上げるなど、大きなリスクを支えられる公的保険制度のあり方が示されております。今年の夏頃には最終報告を取りまとめる予定となっておりますが、当然のことながら、この報告内容は、本会や保険者にも大きな影響を及ぼすことが想定されますので、引き続き、議論の推移を注視してまいりたいと存じます。

こうした中、本会の来年度の事業計画につきましては、第3次経営計画の目標達成に向け鋭意取り組むとともに、新たな第3期実施計画を策定いたします。

診療報酬等審査支払事業については、引き続き、審査の充実・強化と適正な支払に努めてまいります。また、あん摩、はり・きゅうなどの、いわゆる「あはき療養費」の審査委員会を4月に設置いたします。

保険者事務共同処理事業では、オンライン資格確認の実施に向けた準備作業に取り組むとともに、特定技能外国人の国民健康保険の加入促進に係る情報提供業務を新たに実施いたします。

保健事業については、保健事業支援・評価委員会を中心に、データヘルス計画に基づく取組について、引き続き、支援・評価を行います。また、データ分析等の知識・能力を備えた本会職員を育成していくことで、保険者の医療費適正化に向けた取組を支援してまいります。

この他、各種事業につきましては、後ほど事務局長から説明いたしますが、本日の理事会での提出案件につきましては、何とぞ十分なご審議を賜り、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事録署名人指名

○理事長 それでは、規約に従いまして、私が議事を進行させていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名人を指名いたします。本理事会の議事録署名人には、東京料理飲食国民健康保険組合様をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議 事

○理事長 それでは、早速、議事に入ります。恐れ入りますが、お手元の議案書2-1の目次をお開き願います。ご覧のとおり、報告事項は「監事の監査について」他2件、議決事項は「令和元年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」から「通常総会の招集について」までの26件の議題につきましてご審議いただくわけでございます。

それでは、議案書により報告事項から議事を進めてまいります。

はじめに、報告事項の1「監事の監査について」を議題といたします。本件につきましては、去る2月5日に令和元年度前期の監事監査が行われましたので、その結果をご報告いただくものでございます。それでは、常勤監事からご報告をお願いいたします。

○常勤監事 常勤監事の飯塚でございます。

それでは、私から監事監査についてご報告いたします。

恐れ入りますが、議案書2-1の3ページをご覧いただきたいと存じます。令和元年度前期における東京都国民健康保険団体連合会各会計につきまして、令和2年2月5日、監査を行ったところ、財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理は、法令・規則に従って適正に管理執行されていることを認めましたので、ここにご報告いたします。

以上でございます。

○理事長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご承認をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

次に、報告事項の2「事業計画及び予算に関する委員会の審議経過について」を議題といたします。

本件につきましては、去る2月12日に事業計画及び予算に関する委員会が開催され、本日提案されております事項について審議されましたので、その内容につきましてご報告をいただくものでございます。

恐れ入りますが、再び議案書2-1の目次をご覧いただきたいと存じます。具体的に審議されました事項は、本日の議決事項1「令和元年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」から、議決事項の19「令和2年度一時借入金限度額について」までの19議題であります。

本日は、副委員長からご報告をお願いいたします。

○副委員長 全国土木建築国民健康保険組合の依田でございます。

去る2月12日に開催いたしました本年度第3回目の事業計画及び予算に関する委員会の審議経過につきまして、ご報告申し上げます。

事務局から提案のありました案件は、「令和元年度予算補正」と「令和2年度事業計画及び予算関連」でございました。各案件につきまして、本委員会で慎重に審議をいたしました結果、原案のとおり了承し、本理事会に提案することといたしました。提案のあった議案の詳細につきましては、後ほど事務局から説明がありますので、どうかご審議を賜りますようお願い申し上げます。ご報告といたします。

○理事長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきましてのご質疑は、この後、関連の議決事項を審議する際に併せてお願いしたいと存じます。

次に、報告事項の3「東京ほけんサポートセンターの状況について」を議題といたしま

す。事務局から報告いたします。

○事務局 事務局長でございます。

議案書2-1、1ページをお願い申し上げます。報告事項3「一般社団法人東京ほけんサポートセンターの状況について」でございます。東京ほけんサポートセンターにつきましては多様化する保険者、広域連合等関係団体のニーズを見据え、必要とされます事務事業を効率的に実施しつつ、組織の肥大化を避ける観点から平成20年3月に設立いたしました。保険者の皆様に設立の報告を行った際に、今後運営状況や決算につきましては本会の基幹会議に報告することとしており、今回は令和元年度前期の事業報告でございます。

それでは、本日机前にお配りしております資料1、令和元年度一般社団法人東京ほけんサポートセンター前期事業報告により、4月から9月までの状況を報告申し上げます。

1、法人の運営では、社員総会等を開催いたしました。

2、レセプト点検事業におけます医療機関等への調整額は、(1)後期高齢者医療の点検状況では、月平均で資格関係は約8億7,228万円、内容点検は約1億4,433万円でございます。(2)国保分の内容点検状況は、42の保険者様から受託し、月平均約5,382万円でございます。

その他、3、特定健診結果票等電子化事業、4、妊婦乳児健康診査申請書に係る事業、本年度から新たに5の風しん対策受診票等に係る事業をご覧のとおり実施しております。

なお、財政状況につきましては、東京ほけんサポートセンターの決算総会後の7月に報告申し上げます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

○理事長 事務局の報告が終わりました。ご意見ご質疑がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

特にないようでございますので、ご了承いただきたいと存じます。

それでは、議決事項に移らせていただきます。議決事項1「令和元年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」を議題に供します。事務局から説明いたします。

○事務局 経理課長でございます。

恐れ入りますが、議案書2-1の5ページをお開き願います。議決事項の1「令和元年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

はじめに、提案の趣旨です。これは国民健康保険事業における今後のシステム機器更改に備え減価償却引当資産へ積み立てるもので、業務勘定での予算補正となります。今年度の執行見込みによる不用額を減額して積立額を増額する歳出の組換え補正であり、令和2年度の大綱予算では繰越金として繰り越し、積立てを予定していた積立予定額の一部を今年度の予算補正により積み立てるものでございます。

9ページの事項別明細書をお願いいたします。業務勘定の歳出です。1款、総務費、1項2目、一般管理費、補正額マイナス1億2,000万円。6款、積立金、1項2目、国民健康保険等減価償却引当資産、補正額1億2,000万円。総務費を減額して積立予算額を増額する歳出の予算補正でございます。

恐れ入ります。ここでお手元の配布資料、資料2をご覧ください。これは国の通知により国保連合会に対して定められた財務諸表の1つ、収支補正予算書でございます。本日上程いたしました単式簿記による補正予算を複式簿記に置き換えたものでございます。

表紙をおめくりいただきますと、表の欄外、左上に会計名称を載せてございますが、表の右から2列目の補正額（2月）という欄が、ただいま上程いたしました補正予算を科目に当てはめたものになります。内容につきましては先ほどと重複いたしますので説明を割愛させていただきますが、後ほどご覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。ご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。本案件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項の2「令和2年度事業計画について」から議決事項の19「令和2年度一時借入金限度額について」までの18議題は、令和2年度の事業計画と予算関連でございますので、一括して議題に供したいと存じます。事務局から説明いたします。

○事務局 恐れ入ります。議案書2-1、11ページをお願い申し上げます。議決事項2「令和2年度本会事業計画について」でございます。

13ページをお願い申し上げます。議題2から19までは別冊2-2のとおり定め、総会へ提案いたしたい。

恐れ入ります。別冊2-2、1ページをお願い申し上げます。

はじめに、Ⅰ、運営方針でございますが、冒頭の理事長挨拶と重複いたしますので後ほどご確認いただき、2ページ、Ⅱ、事業計画をお願い申し上げます。Ⅰの運営方針に基づき、以下の事業を行ってまいります。

第1、総会、役員会の開催では、総会、監事監査を年2回、理事会、委員会を必要に応じ開催いたします。

第2、国保制度の改善と財政強化のための国等に対する各種活動を行ってまいります。

第3、国保事業充実強化推進運動の支援では、1の保険料（税）収納率向上対策や、2の医療費適正化に関する事業を実施いたします。

3ページ、第4、保険者等との連絡、調整では、各種連絡協議会への参加や講習会等を開催いたします。

第5、保健事業では、1の保険者さんが行う保健事業への支援以降、4ページ、6の東京在宅保健師の会の運営までを実施いたします。

第6、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業では、1のデータ管理及び費用決済に係る事務から、5ページ、3、法定報告情報の作成までを実施いたします。

6ページ、第7、調査事業では、1の各種資料の作成、配布、2の東京都国保ハンドブックを発行いたします。

7ページ、第8、広報活動では、1の機関誌「東京の国保」の発行から、7の「国保実務」及び「国保新聞」の配布までの事業を実施いたします。

第9、医療保険に関する事業。1の診療報酬等審査支払事業では国保・後期高齢者医療の審査支払業務を受託し、適正かつ迅速な事務処理を実施いたします。また電子レセプト請求に適切に対応するため、国保中央会と連携を密にし、オンライン請求システムをはじめ関連システムの安定的運用を図ります。

(1)審査委員会の運営では、委員会を7日間、249人の審査委員で開催いたします。また厚生労働大臣が定める医科38万点以上、歯科20万点以上及び肝移植等を含むレセプトの審査は、国保中央会に設置の特別審査委員会へ委託いたします。

8ページ、イの審査付議件数は後ほどお読み取りいただき、(2)審査の充実・強化、アの審査・審査事務共助の充実・強化では、国保中央会及び全国の国保連合会が策定した国保審査業務充実・高度化基本計画に掲げます審査基準の統一化に向けた取組を推進するとともに、システムチェック項目の拡充など効率的な事務処理に努めます。

この職員研修の充実では、研修会や病院等の施設視察の実施により職員の専門的知識の向上に努めます。

9ページの(3)国保の審査支払以降、10ページの(6)までは審査支払に関する基礎数値でございます。後ほどご覧願います。

2、療養費等審査事務では、柔道整復療養費審査委員会は24人、本年4月に設置いたしますあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会は3人の審査委員で開催してまいります。

11ページは後ほどお読み取りいただきまして、12ページ、3、保険者レセプト管理事務では、保険者様等へ電子レセプトや画像レセプトを提供してまいります。

第10、国保保険者からの事務受託です。1の共同電算処理事業の他、13ページ、9の海外療養費調査事務等までの事務を国保保険者様から受託し、実施いたします。

第11、国保保険者標準事務処理システムの運用管理では、1の国保事業費納付金等算定標準システムと、14ページ、2の国保情報集約システムの運用管理業務を的確に実施してまいります。

第12、オンライン資格確認等システムの準備等では、新たなオンライン資格確認等システムの令和3年3月稼働に向け、関係システムの改修等を進めてまいります。

第13、東京都後期高齢者医療広域連合からの事務受託では、1の広域連合電算処理システムの運用、基盤管理の他、9の海外療養費調査事務等までを受託し、実施いたします。

15ページ、第14、介護保険に関する事業でございます。1の介護給付費等審査支払事業等では、18人の審査委員により月平均145万6,000件の審査を見込んでおります。以降、18ページの4の介護保険事業の円滑な運営に資する業務までを、それぞれ記載の内容で実施してまいります。

第15、障害者総合支援給付等に関する事業、19ページ、第16、措置費支払代行に関する事業、20ページ、第17、年金からの保険料（税）の特別徴収等に係る経由機関業務では、4の特定技能外国人の国保加入促進に係る情報提供業務につきまして、区市町村保険者を対象に新たに実施いたします。

第18、第3次経営計画の推進、第19、ISO/IEC27001認証の維持・継続、新たな業務も含めまして、これら事業等を引き続き実施してまいります。

以上、事業計画の説明を終わります。

ここで予算説明の前に、本日机前にお配りしております資料3、令和2年度本会予算の

概要をお願い申し上げます。資料の最下段、令和2年度の診療報酬や介護給付費等の支払勘定を含む予算規模は、約3兆9,400億円でございます。引き続き経理課長から令和2年度の各会計予算を説明申し上げます。

○事務局 経理課長でございます。引き続きご説明申し上げます。

議案書2-2の31ページから39ページにかけて積立金の一部処分等を載せてございます。議案ごとに提案の趣旨と併せてご説明申し上げます。

それでは、31ページをお開き願います。議決事項4「本会退職給付引当資産の一部処分について」でございます。

提案の趣旨です。令和2年度の退職手当金に充てるため、本会退職給付引当資産の一部を処分するものでございます。処分金額は4億2,100万円。定年、勸奨、普通退職を合わせ23人分を見込んでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。議決事項5「本会財政安定積立金の一部処分について」でございます。

提案の趣旨です。会員負担金の改定に伴う経過措置として実施する一般会計の財源補填及び後期高齢者医療の特別会計など、審査支払手数料等の軽減財源とするため、令和2年度に本積立金を一部処分するものでございます。処分金額の総額は4億5,550万円。内訳は記載のとおり一般会計で6,000万円をはじめ、その他5つの特別会計でそれぞれ対応してまいります。

続きまして、35ページをお願いいたします。議決事項6「本会財政調整基金積立資産の処分について」でございます。

提案の趣旨です。本会財政調整基金積立資産の管理方法である洗い替え方式として、毎年度積み直しを行うため、積立資産額を全額取り崩す必要があることから本積立資産を処分するものでございます。処分金額は総額13億5,800万円。内訳として記載のとおり国保で5億7,900万円をはじめとして、以下、障害まで5つの特別会計で処分いたします。

続きまして、37ページをお願いいたします。議決事項7「本会減価償却引当資産の一部処分について」でございます。

提案の趣旨です。各事業の基幹システムである全国標準システムの更改に伴い、それを補完する外付けシステムの更改及び既存システムの改修に係る費用に充てるため、本積立資産を一部処分するものでございます。処分金額の総額は9億1,000万円。内訳として記載のとおり国保で5億8,000万円をはじめとして、以下、障害まで5つの特別会計で処分

いたします。

続きまして、39ページをお願いいたします。議決事項8「本会電算処理システム導入作業経費積立資産の一部処分について」でございます。

提案の趣旨です。ただいまの議決事項7、減価償却引当資産の一部処分と同様、各事業の基幹システムの更改に伴い、償却資産以外の作業経費等に充てるため、本積立資産を一部処分するものでございます。処分金額の総額は1,680万円。内訳は記載のとおり5つの特別会計で処分いたします。

続きまして、議案書の41ページ以降、各会計予算（案）等を載せてございますが、本日机上に、これらの内容を集約いたしましたものを資料4として配布いたしました。表題は、令和2年度予算について（案）でございます。右上に12—1から12—12まで番号を振ってございます。こちらの資料の説明をもって議案の説明にいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料4の1ページ目をご覧ください。昨年12月の本理事会で予算編成の大綱として説明申し上げた内容から方針等に変更はございません。大綱予算ではお示ししていない会計もございますので、そのあたりも含めてご説明申し上げます。

はじめに、令和2年度の予算編成方針として事務費会計の基礎数値等を記載してございます。1、職員の人件費及び定数につきましては大綱予算から変更はございません。(2)職員定数は、職員定数適正化計画（第4版）に基づき、合計を410名から2名減の408名としております。

次のページ、12—2をお願いいたします。2、被保険者数及び手数料件数には会員負担金や審査支払手数料など、各単価に乗じてご負担いただく国民健康保険の被保険者数や各種事業の取扱件数を載せております。こちらも大綱予算から変更なく、(1)の会員負担金の基礎数値となる国保の被保険者数では、前年度比約3.1%の減。(2)の審査支払手数料件数の国保関係では、前年度比約1.8%の減を見込んでおります。

続きまして、3、積立金を処分して対応する事項です。これは先ほど議案書でご説明申し上げた議決事項4から議決事項8の各積立資産等の処分を内容ごとにまとめたものになります。先ほどの説明と重複いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきますが、表の見方としまして、縦軸に積立金、積立資産の種類と取り扱う会計を、横軸に目的等を載せてございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

なお、昨年7月に新たに設置いたしましたICT等を活用した審査支払業務等の高度化、

効率化のための積立資産につきましては、具体的な目標が示されていないことなどから他の積立資産への積立てを優先的に行うため、令和2年度予算においても科目存置としております。今後他の積立資産とあわせ対応をまいります。

次のページ、12—3をお願いいたします。続きまして、予算の概要です。

はじめに、1、負担金及び主な手数料では、主な項目を記載してございます。こちらも大綱予算でお示した内容から変更はございません。先ほど事務局長から事業計画でご説明申し上げました、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会の設置に伴う令和2年度の国保及び後期の療養費手数料につきまして調整の結果、単価の変更はございません。また同じく、特定技能外国人の国民健康保険への加入促進に係る情報提供業務につきまして、本会での大きな作業が発生しない見込みであることから、現時点では新たにご負担いただく想定はございません。

項番1の会員負担金では、被保険者割単価の段階的な改定として、令和2年度は80円に設定させていただいてございます。

項番12の後期高齢者医療海外療養費調査事務費につきましては新設となりますが、既に国保において実施している海外療養費調査事務の後期高齢者に対する単価をお示しするものとなります。

項番13、国保特定健診事業関係につきましては経費の節減と前年度からの繰越金を活用して、40歳以上の国保被保険者数に乗じてご負担いただいております特定健康診査・特定保健指導負担金の単価を、132円41銭から125円へ引き下げをいたします。その他の手数料等につきましては後ほどご覧いただきたく存じます。

次のページ、12—4をお願いいたします。2、各会計の予算でございます。議決事項9「一般会計」です。左側に歳入、歳出の区分を示しております。

歳入の一番上、負担金は約2億5,700万円。単価改定により、対前年度で約5,800万円の増を見込んでございます。

上から3段目、財政安定積立金繰入金は、その下に内訳を記載しておりますが一般会計の財源補填の他、各特別会計の手数料軽減財源などを合わせて約4億5,500万円を計上し、各事業の負担軽減を図ってまいります。

次に、歳出です。給与費は職員17人分の給料、職員手当として約1億2,800万円を計上しております。以降、各特別会計の給与費につきましては1ページ目の中段に記載の職員定数で計上しておりますので、以降の説明は割愛させていただきます。

合計欄から4段上の退職金特別会計繰出金には約1,400万円を計上しております。この先5年間の定年退職者に要する退職金の5分の1相当額として、令和2年度は全体で約3億3,000万円を試算しており、職員の定数按分による一般会計の負担額となります。以降、各特別会計の退職金特別会計への繰出金予算額につきましても同様でございます。

一般会計予算総額は9億4,329万9,000円。

その下段に、再掲として一般会計本来の規模を載せてございます。4億2,874万4,000円、前年度比0.99%の増でございます。

次のページ、12—5をお願いいたします。続きまして、議決事項10「診療報酬等審査支払特別会計」の①業務勘定でございます。左から2列目に、国民健康保険分と公費分の区分を示しております。

歳入の国保分では、審査支払手数料に約24億6,200万円、前年度比約1%の減でございます。レセプト件数等の減少により、各種手数料で減収を見込んでおります。

国保の合計欄から3段上にございます繰越金は4億9,500万円を計上し、対前年度1,500万円の増となります。こちらは議決事項1でご承認いただきました令和元年度の予算補正に関連するもので、令和2年度への繰り越しを予定していた額の一部を令和元年度で積立てを行うため、こちらに記載はございませんが大綱予算から1億2,000万円の減となります。

次に、公費分ですが、公費の上から3段目にございます風しん対策事務費が今年度の当初予算との比較において約3億8,300万円の増となるため、合計欄の前年度比で3億3,695万2,000円の増となります。

その1段下にございます風しん対策事務費を除く再掲では、対前年度4,572万9,000円の減でございます。

次のページ、12—6をお願いいたします。業務勘定の歳出です。

はじめに、国保分です。総務費のシステム機器更改費としてオンライン請求システム等の機器更改費7,500万円を計上しており、対前年度1億3,900万円の減です。

その2段下にございます、その他総務費としてシステム関連経費、事務所維持管理費など約40億1,500万円を計上し、前年度比で約1.7%の減を見込んでおります。

中段、財政調整基金積立資産等積立では18億1,000万円を計上し、対前年度9,000万円の増となります。こちらは先ほど歳入の繰越金でもご説明いたしましたが議決事項1の予算補正により、大綱予算との比較では1億2,000万円の減となります。

国保分の予算総額は、国保の合計欄になりますが98億9,211万1,000円。

2段下にございます一時的経費などを除く再々掲欄では、前年度比0.15%の増でございます。

公費分の歳出では、風しん対策事業費を含め、合計で13億5,485万5,000円を計上し、このページの一番下の枠にございます国保分、公費分を合わせた業務勘定の予算総額は112億4,696万6,000円。

2段下の一時的経費などを除く予算規模では、前年度比0.09%の減でございます。

次のページ、12—7をお願いいたします。続きまして、支払勘定です。医療機関などへ診療報酬等を支払うための勘定で、②から④の国保、公費、出産育児一時金の各支払勘定では全体的に縮小を見込んでおります。⑤の抗体検査等費用は、今年度から実施しております風しん対策事業となります。これらの予算総額は上から5つ目の枠にございます1兆1,140億円規模で、前年度比0.66%の減を見込んでおります。

次に、議決事項11「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」でございます。①業務勘定の歳入です。後期高齢者医療分は、審査支払手数料で約35億3,500万円を計上し、取扱件数が増加することにより、前年度比約4%の増を見込んでございます。

3段目、広域連合事務委託金は、前年度比約6.4%の増を見込んでおりますが、主に広域連合電算処理システムの外付けシステムの改修等を行うための増額でございます。

その1段下にございます一般会計繰入金は、審査支払手数料の軽減財源として1億6,000万円を充ててまいります。

また、その下の財政調整基金積立資産等繰入金は、洗い替え方式による繰入れと、システム更改経費などの財源を繰り入れるものであります。

今申し上げました一般会計繰入金及び積立資産等繰入金につきましては、以降、各特別会計におきましても同様となりますので、以降の説明は割愛させていただきます。

公費分の歳入では、主に審査支払手数料等を見込んでございます。

次に、歳出です。後期高齢者医療分では、オンライン請求システムの機器更改等に係る一時的経費や、積立資産への積立てなどの経費を計上しております。

次のページ、12—8をお願いいたします。上段には歳出の続きとして後期高齢者医療の公費分。その1つ下の枠には、後期分と公費分を合わせた業務勘定の予算総額を載せてございます。総額で82億5,731万3,000円。再掲として一時的経費を除く予算規模を載せておりますが、前年度比で5.13%の増を見込んでございます。

次の支払勘定につきましては、②後期分と③公費分を合わせた後期高齢者医療支払勘定予算総額で、前年度比5.94%の増を見込んでございます。

続きまして、議決事項12「特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計」の①業務勘定でございます。

歳入、国保分では、主に特定健康診査・特定保健指導負担金に3億1,700万円を計上し、主に単価の見直しと被保険者数の減少による影響から、前年度比7.18%の減を見込んでおります。

次のページ、12—9をお願いいたします。引き続き健診事業会計業務勘定の歳入です。後期高齢者医療分では、健康診査等手数料及び広域連合委託金が主な歳入財源でございます。

次に、歳出です。国保分は、給与費やシステム機器更改費をはじめとした総務費、積立資産への積立て、中央会負担金など記載の額を計上し、後期高齢者医療分と合わせ、このページの下から2つ目の枠にございます業務勘定の予算総額は、総額6億7,279万8,000円。1段下の一時的経費を除く再掲では、前年度比9.52%の減でございます。

次の②特定健診等の支払勘定及びページをおめぐりいただきまして12—10ページ、上段、議決事項13「第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計」並びに議決事項14「柔道整復施術料等支払代行業務特別会計」につきましては制度ごとに見込み、内訳は記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議決事項15「介護保険事業関係業務特別会計」でございます。①業務勘定です。歳入の審査支払手数料等は約11億5,800万円を見込み、都支出金の約7,400万円は苦情処理業務に係る経費に対する補助金で、今年度と同額を見込んでおります。その他一般会計や積立資産からの繰入金をそれぞれ見込み、歳出の各種経費の財源として対応してまいります。

介護保険業務勘定の予算総額は合計欄、19億1,218万7,000円。1段下の一時的経費を除く予算規模では、前年度比4.08%の増でございます。

次のページ、12—11をお願いいたします。続きまして、介護保険支払勘定です。上から3つ目の枠に、事業所等へ給付費を支払う支払勘定の予算総額を記載してございます。前年度比6.06%の増を見込んでございます。

次に、議決事項16「障害者総合支援法関係業務等特別会計」でございます。

①業務勘定の歳入では、主に給付費等審査支払手数料の他、一般会計や積立資産からの

繰入れ及び繰越金などを見込んでおります。

歳出では、総務費の他記載の各種経費を計上して合計3億7,865万5,000円、前年度比2.28%の減でございます。

次の支払勘定は、このページの一番下の枠に予算総額を記載してございます。前年度比2.38%の増を見込んでございます。

次のページ、12—12をお願いいたします。続きまして、議決事項17「措置費支払代行業務特別会計」でございます。

①業務勘定の歳入では、主に措置費支払代行手数料の他、一般会計繰入金や繰越金を見込み、歳出の各種経費に対応してまいります。合計欄の予算総額は3,910万2,000円でございます。

続きまして、②措置費支払勘定では、総額135億1,453万円を見込んでおります。

次に、議決事項18「退職金特別会計」でございます。

歳入の上から2段目、一般会計繰入金等約3億3,000万円は今後継続的に生じる定年退職者等の退職手当金に備えるもので、一般会計及び各特別会計から繰り入れるものでございます。

その下の退職給付引当資産繰入金4億2,100万円は令和2年度の退職手当金財源として積立資産から繰り入れるもので、歳出の退職手当金と同額であり、23人分を見込んでおります。

歳出の積立金約3億3,000万円は、歳入の1段目、積立資産の利息分である財産収入と、その下の一般会計繰入金等の合算額を計上しております。合計欄の予算総額は7億5,198万4,000円でございます。

次に、議決事項19「一時借入金限度額」でございます。

借入金限度額は3,500億円。これは東日本大震災を踏まえ、円滑な支払業務を遂行するための借入金限度額でございます。借入先はみずほ銀行として、必要最短期間の借り入れでございます。

恐れ入りますが、ここでお手元の配布資料、資料5をご覧ください。表題は、令和2年度本会収支予算書でございます。

表紙をおめくりいただきますと、ただいまご説明申し上げました一般会計と9個の特別会計を横軸に載せ、単式簿記の会計処理情報を国の通知に基づく科目に当てはめたものになります。後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、同じく机上配布の資料6をご覧ください。表題は、令和2年度予算（案）一般会計及び各特別会計業務勘定合計として、事務経費を取り扱っている各会計予算を主な項目ごとに集計したものでございます。

下から2段目、合計欄では予算総額234億5,000万円。また表の右側、欄外に※をつけております各システム機器更改経費及び給付費的要素などを除く予算規模を一番下の再掲欄に記載してございますが、206億7,000万円の予算となります。参考としてご覧いただきたいと存じます。

大変恐れ入りますが、議案書2-2、厚いほうの議案書へお戻りいただきまして、21ページをお願いいたします。こちらには議決事項3「会員負担金及び各種手数料等」につきまして、29ページにかけて先ほどの予算説明の中でも触れた部分を含め、載せてございます。またこれらの内容を一覧表にしたものを本日、資料7として配布してございますので、こちらも併せてご覧いただければと存じます。

以上で令和2年度事業計画及び予算関係18議案の説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。ご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議決事項2から19までを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項の20「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会規程の制定について」から、議決事項の25「医療保険制度基本問題研究対策委員会設置要綱を廃止する要綱について」までの6議題は、規程・要綱の改正関係でありますので、一括して議題に供したいと存じます。事務局から説明いたします。

○事務局 総務部長でございます。

議案書2-1、15ページをお願い申し上げます。議決事項20「本会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会規程の制定について」でございます。

提案の趣旨です。同審査委員会の設置につきましては、東京都において平成31年4月に全保険者宛てに実態意向調査を実施いたしました。先般、東京都からその結果を踏まえ、国の通知に基づき本会に対し令和2年4月に審査委員会を設置するよう書面で依頼がござ

いました。つきましては本会に審査委員会を設置することとし、委員会を運営するに当たり必要な事項を定めるため、規程を制定するものでございます。

17ページをお願いいたします。審査委員会規程（案）でございます。

第1条は目的、第2条は設置についてです。第3条の組織は3者構成で、本委員会の委員は3名です。第4条は、理事長が審査委員を委嘱いたします。第5条は委員の任期を2年としております。第6条は、委員長は学識経験者の代表といたします。第7条は委員会の招集です。第8条から次の18ページに係ります第11条までは審査に関わることを規定しております。第12条は委員の報酬及び費用弁償です。第13条の庶務は、療養費課において行うものとし、第14条は委任規程です。

次の19ページをご覧ください。附則でございます。施行期日は令和2年4月1日からといたします。

続きまして、21ページをお願い申し上げます。議決事項21「審査委員の報酬及び実費弁償支給規程の一部を改正する規程について」でございます。

提案の趣旨です。本会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会の設置に伴い、審査委員の報酬及び実費弁償の額を定めるため、規程の一部を改正するものでございます。

23ページをお願いいたします。中段の新旧対照をご覧ください。上段が改正（案）で、次の24ページに係ります第3条、第1項、第3号のあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会委員の日額は2万3,200円とし、傍線を引いていますが、これは本会に設置しています他の委員会等と同様に、東京都附属機関構成員の報酬額に準拠しております。

次の第3条、第2項に報酬額への加算として、第3号に委員長、第4号に委員長代理への加算額を規定しております。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、23ページをお願いいたします。中段になりますが附則でございます。施行期日は令和2年4月1日からといたします。

次に、25ページをお願い申し上げます。議決事項22「公印規程の一部を改正する規程について」でございます。

提案の趣旨です。本案も議決事項21と同様に審査委員会の設置等に伴いまして、柔道整復療養費と併せて公印を新調する必要があるため、規程の一部を改正するものでございます。

少しめくっていただきまして、28ページをお願いいたします。別表第1をご覧ください。上段、名称の10として、東京都国民健康保険団体連合会柔道整復療養費審査委員長印、11として、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員長印を新調いたします。

次の29ページをお願いいたします。別表第2をご覧ください。別表第1のひな形になりますが、10と11はご覧のような形になります。

次の30ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日は令和2年4月1日からといたします。

次は、めくっていただきまして、33ページをお願い申し上げます。議決事項23「事務組織規程の一部を改正する規程について」でございます。

提案の趣旨です。審査委員会の設置の他、事務分掌の見直しを行う必要があるため、規程の一部を改正するものでございます。

めくっていただきまして、36ページの新旧対象をご覧ください。上段が改正（案）、下段が現行です。第4条は各部、各課の事務分掌です。審査第1部療養費課の第1号と第3号については、傍線を引いていますあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会に関するものを加えて整理しております。

次は後段、審査第2部進行調整課の第5号に保険者間調整事務に関するものを加えておりますが、これは下段の現行、療養費課の第7号を整理し、移したものです。

次に、同じく審査第2部の事務審査第1課から、次の37ページに係ります第3課までの第6号から第8号までに再審査に関する事務を加えております。

最後の行になりますが、第6条の2については、現行では課に課長補佐、係長及び担当係長を置くことができることとなっておりますが、これに追加いたしまして主査を置くことができるに改めます。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、35ページをお願いいたします。最後の行の附則でございます。施行期日は令和2年4月1日からといたします。

続きまして、39ページをお願い申し上げます。議決事項24「本会専務理事及び常勤監事の報酬、手当及び費用弁償についての一部改正について」でございます。

提案の趣旨です。本会常勤役員の報酬等は、東京都監理団体の役員報酬基準に準拠しており、今般基準が改正されたことに伴い、本会常勤役員の報酬につきましても改定を行うため、定めの一部を改正するものでございます。

めくっていただきまして、41ページの後段、新旧対照をご覧ください。専務理事、常勤

監事の報酬額を、下段の現行から上段の額に改正するものでございます。

中段の附則でございます。第1項の施行期日は、理事会の議決を得た日からとし、平成31年4月1日から適用いたします。2項は報酬等の内払い、3項は理事長への委任規程でございます。

続きまして、43ページをお願い申し上げます。議決事項25「医療保険制度基本問題研究対策委員会設置要綱を廃止する要綱について」でございます。

提案の趣旨です。同委員会につきましては、保険財政の長期安定や保険料負担の均衡などについて研究、検討することを目的に昭和43年に設置いたしましたが、本会では保険制度などに関わる重要案件につきましては主に理事会を中心に議論してきたこともあり、昭和58年を最後に開催していない状況にあります。また、ご承知のとおり平成30年度から公営国保が都道府県単位での財政運営となったことで、東京都が設置いたしました東京都国保運営協議会などで保険制度などに関わる討議が行われていることや、東京都からも本委員会の存続について指摘されていることから、本会といたしましては本委員会の役割は終えたと判断し、設置要綱を廃止するものでございます。

45ページをお願いいたします。附則として施行期日でございますが、現在就任いただいております委員の任期である本年7月末をもって廃止することとし、令和2年8月1日から施行いたします。

以上で議決事項20から25までの説明を終わります。

○理事長 事務局の説明は終わりました。ご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項20から25までを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項の26「通常総会の招集について」を議題に供します。事務局から説明いたします。

○事務局 議案書2―1、47ページをお願い申し上げます。議決事項26「通常総会の招集について」でございます。第142回通常総会を令和2年2月28日金曜日午前10時から、こちらの会場、本会10階A会議室におきまして開催したいというものでございます。

以上でございます。

○理事長 事務局の説明は終わりました。原案どおり通常総会を開催することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおりといたします。

閉 会 (～午後3時2分)

○理事長 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。皆様方には、長時間にわたり慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、理事会を閉会といたします。